貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年１２月)

１２月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ＳＯＲＡ（法人番号４４３０００１０７０６０７）　代表者成承奉	北海道札幌市清田区清田２条３丁目３番１号	本社営業所	北海道札幌市清田区清田２条３丁目３番１号	R2.12.15	輸送施設の使用停止（１００日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他３件	令和２年１１月１２日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）	10	10
	以下余白									